

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

2017 年 FFI 契約の更新手続について

2022 年 12 月 26 日

2022 年 12 月 12 日、内国歳入庁（Internal Revenue Service、以下「IRS」）は、IRS のホームページで公開されている FATCA – FAQs General に新たにモデル 1 IGA への転換と FFI 契約の更新手続に関する FAQ（Conversions to Model 1 IGA and FFI Agreement Renewals）を追加し、FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」）における 2017 年外国金融機関（Foreign Financial Institution、以下「FFI」）契約の更新手続に関する情報を公表した。当該 FAQ では、2023 年 1 月 1 日以降の FFI 契約の更新手続と、2023 年 1 月 1 日以降、モデル 1 協定国へと変更される国の FFI 契約更新に関して規定されている。

本ニュースレターでは、当該 FAQ で公表された 2023 年 1 月 1 日以降の FFI 契約の更新手続について概要を簡単に記す。

FFI 契約の更新手続について

2017 年 FFI 契約については、2018 年 12 月に、IRS より FATCA の登録更新に係る FAQ に項番 16 が追加され、2017 年 FFI 契約が自動的に 2022 年 12 月 31 日まで有効となることが規定されていたことから、2022 年末にかけて新たな FFI 契約とその更新手続が公表される可能性が示唆されていた。しかし、IRS は、今般公表された FAQ において、参加 FFI が FATCA 登録ウェブサイトにて、2023 年 12 月 31 日、あるいは、2017 年 FATCA 契約に代わる新たな歳入手続の公表日のいずれか早い日まで登録を継続することにより、当該参加 FFI が 2017 年 FFI 契約の条件に合意したとみなすことを発表した。したがって、参加 FFI は 2023 年 FFI 契約が公表されるまでの当面の間は FFI 契約の更新手続が不要となった。

当該 FAQ では報告モデル 2FFI、登録みなし遵守 FFI、及び、スポンサー-事業体に関する FFI 契約の更新手続について明示されていないが、参加 FFI と同様に 2023 年 FFI 契約が公表されるまでの当面の間は、FFI 契約の更新手続が不要であると想定される。

ただし、当該 FAQ はあくまでも 2023 年以降も当面の間は 2017 年 FFI 契約が有効であるとのことであり、FFI 契約の更新手続が免除される、あるいは、自動更新となるわけではないことに留意されたい。2023 年 FFI 契約については、2023 年早々に公表されることが予想されることから、その時点で 2023 年 12 月 31 日を待たずに FFI 契約の更新手続が必要になることが想定される。

おわりに

当該 FAQ において、当面の間は追加手続をせずとも FFI 契約が継続されることが発表されたが、現段階では新たな FFI 契約に関する発表はされていないため、引き続き IRS の動向に注視が必要である。また、IRS は、FATCA に関する重要事項について、FATCA FAQ において公表する傾向にあることから、日本の金融機関においても、適宜内容を確認いただきたい。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsumt.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsumt.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatsumt.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsumt.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatsumt.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
Email	tax.cs@tohmatsumt.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001